

改正案	現行
<p>（指定の申請手続）</p> <p>第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。</p> <p>一〜十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（変更の承認及び届出）</p> <p>第四条 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び第七条において同じ。）に申請し、その承認を</p>	<p>（指定の申請手続）</p> <p>第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〜十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（変更の承認及び届出）</p> <p>第四条 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならない。</p>

受けなければならない。

2 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く。）、同項第七号に掲げる事項（専任教員に関する事項に限る。）若しくは同項第十号に掲げる事項又は同条第三項第三号若しくは第四号に掲げる事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更があつたときは、一月以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

（報告の徴収及び指示）

第八条 厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。）は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 （略）

（指定の取消し）

第九条 指定養成施設等が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、厚生労働大臣は、指定養成施設等の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

2 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く。）若しくは同項第十号に掲げる事項又は同条第三項第三号若しくは第四号に掲げる事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更があつたときは、一月以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

（報告の徴収及び指示）

第八条 厚生労働大臣は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 （略）

（指定の取消し）

第九条 指定養成施設等が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、厚生労働大臣は、指定養成施設等の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

第十条 指定養成施設等について、厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

一～三 (略)

(国の設置する学校の特例)

第十一条 国の設置する学校については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三條	(略)	(略)
第一項	次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、	第二号から第十号までに掲げる事項を記載した書面をもつて厚生労働大臣に申し出るものとする

第十条 指定養成施設等について、厚生労働大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(国の設置する養成施設等の特例)

第十一条 国の設置する養成施設等については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三條	(略)	(略)
第一項	次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない	第二号から第十号までに掲げる事項を記載した書面をもつて厚生労働大臣に申し出るものとする

第七條	指定養成施設等の設置者	(略)	(略)	指定養成施設等の設置者	(略)	(削除)	厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び第七條において同じ。）に申請し、その承認を受けなければならぬ	第一項	第四條	(略)	その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない

第七條	設置者	(略)	(略)	設置者	(略)	第四條 第二項	承認の申請	第一項	第四條	(略)	設置者

第八條	第一項	厚生労働大臣（養成施設の指 定を受けた養成施設について は、その所在地を管轄する都 道府県知事。次項及び次条に おいて同じ。）	厚生労働大臣
		指定養成施設等	国設置指定学校
第八條	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
		指定養成施設等	国設置指定学校
第二項	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
		指示	勸告
第九條	指定養成施設等が第五条及び 第六条に規定する基準に適合 しなくなったとき、若しくは その設置者若しくは長が前条 第二項の規定による指示に従 わないとき、又は次条の規定 による申請があつたとき	指定養成施設等が第五条及び 第六条に規定する基準に適合 しなくなったとき、若しくは その設置者若しくは長が前条 第二項の規定による指示に従 わないとき、又は次条の規定 による申請があつたとき	国設置指定学校が第五条及 び第六条に規定する基準に 適合しなくなったとき、又 は次条の規定による申し出 があつたとき
		指定養成施設等	国設置指定学校
第十條	厚生労働大臣（養成施設の指 定を受けた養成施設について は、その所在地を管轄する都 道府県知事）	厚生労働大臣（養成施設の指 定を受けた養成施設について は、その所在地を管轄する都 道府県知事）	厚生労働大臣
		設置者	所管大臣

第八條	第一項	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
第八條	設置者	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
第二項	設置者	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
第九條	第五条及び第六条に規定する 基準に適合しなくなったとき 又はその設置者若しくは長が 前条第二項の規定による指示 に従わないとき	第五条及び第六条に規定する 基準に適合しなくなったとき 又はその設置者若しくは長が 前条第二項の規定による指示 に従わないとき	第五条及び第六条に規定す る基準に適合しなくなった とき
		（新設）	（新設）
第十條	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
設置者	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
所管大臣	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）

<p>次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない</p>	<p>次に掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする</p>
--	---

（都道府県の設置する養成施設の適用除外）

第十一条の二 都道府県の設置する養成施設については、第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定は適用しない。

（権限の委任）

第十二条 法第四十二条の二第一項の規定により、法第七条第二号及び第三号に規定する厚生労働大臣の権限（学校の指定（国の設置する学校に係るものを除く。）に係るものに限る。）は、地方厚生局長に委任する。

2 (略)

3 次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する学校に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 第四条に規定する権限

三〇六 (略)

<p>次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない</p>	<p>次に掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする</p>
---	---

（新設）

（権限の委任）

第十二条 法第四十二条の二第一項の規定により、法第七条第二号及び第三号に規定する厚生労働大臣の権限（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等の指定（国の設置する養成施設等に係るものを除く。）に係るものに限る。）は、地方厚生局長に委任する。

2 (略)

3 次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する養成施設等に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 第四条第一項及び第三項に規定する権限

三〇六 (略)

4

(略)

4

(略)